

## 井戸水は年一回、水質検査を

井戸水は、季節や流量等により水質が変化することがあります。井戸水を食品取扱施設で使用する場合は、年1回以上の水質検査を行いましょ。

井戸水の水質検査は、下記の検査項目について検査し、水質基準に適合したものを飲用適として判断しています。

水道法に基づく水質検査ができる登録検査機関は、以下の施設です。

### ■ 水道法に基づく水質検査を実施している登録検査機関一覧

【令和6年(2024年)3月19日現在】

登録機関	住所	電話番号
(株)再春館安心安全研究所	熊本市中央区帯山4丁目17-1	096-385-1222
(株)野田市電子	熊本市中央区世安2丁目1-16	096-322-0167
(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目10-20	096-388-1222
(株)東洋環境分析センター	熊本市南区馬渡2丁目12-27	096-214-9888
(株)MCエバテック	熊本県宇土市北段原町230	0964-22-4790

### ■ 水質検査項目（11項目）

検査項目	水質基準
一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること
塩化物イオン	200mg/L以下であること
有機物等 [全有機炭素(TOC)]	3mg/L以下であること
pH値	5.8以上、8.6以下であること
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下であること
濁度	2度以下であること

熊本市保健所 食品保健課

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

TEL 096-364-3188 FAX 096-371-5172

E-mail shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp